

3) 都市計画マスタープラン・立地適正化計画

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画を有する市町では、公共交通について交通ネットワークの充実、鉄道・バス路線の維持・確保のほか、交通結節点の機能強化、各公共交通機関による乗り継ぎの連携強化、市営・町営バスの運行・継続等を行うこととしています。

表 2-10 都市計画マスタープラン・立地適正化計画における公共交通に関する施策（1/3）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
夕張市	○夕張市まちづくり マスタープラン -令和3(2021)年度から 概ね20年間	<ul style="list-style-type: none"> ■夕張での生活を支える、公共交通ネットワークの維持・充実 ・地域生活における移動手段を確保するため、JR、バス、タクシー等の交通事業者、行政、民間、団体等が連携し、各交通手段の役割分担のもと、地域のニーズを踏まえながら、地域公共交通計画の作成について検討し、公共交通ネットワークの維持・充実、公共交通の利用促進を図ります
	○夕張市 立地適正化計画 -令和3(2021)年度から 令和22(2040)年度	<ul style="list-style-type: none"> ■将来都市構造 ●交通ネットワーク ・2骨格軸・3拠点による将来都市構造の実現のためには、市内の移動や周辺市町村との広域連携を支える公共交通体系の充実が非常に重要です ・一方、人口減少による利用者の減少や乗務員の不足など、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増していますが、児童・生徒の通学や高齢者の通院など、市民生活の根底を支える公共交通の果たす役割は大きい状況です ・そのため、地域生活における移動手段を確保するため、JR、バス、タクシー等の交通事業者、行政、民間、団体等が連携し、各交通手段の役割分担のもと、地域のニーズを踏まえながら、地域公共交通計画の作成について検討し、市内南北軸における路線バスの運行を中心に、交通空白地域においてもデマンドバスの運行やタクシー乗車代金補助制度を維持するなど、公共交通ネットワークの維持・充実を図ります ・また、市民の利用のみならず観光客等への利用促進を図るなど、限りある交通資源をより効果的に活用することで、持続可能な交通体系の維持に努めていきます。
岩見沢市	○岩見沢市 都市計画 マスタープラン -平成18(2006)年度から 令和7(2025)年度	<ul style="list-style-type: none"> ■地域公共交通の再編 ・バス事業者などの交通事業者と連携し、中心市街地や日常生活拠点、都市機能施設などへのアクセスに配慮した地域公共交通の再編（バス路線網等の見直しや乗り継ぎ改善）を図ります ・また、バス等の利便性の向上や市民の公共交通への理解などにより、地域公共交通の利用促進に取り組みます ・一方、公共交通がない交通空白地域においては、乗り合いバス・タクシーなどのデマンド交通の運行について検討するとともに、交通空白地域のデマンド交通とバスやJRなどの公共交通の結節点（乗り継ぎ拠点）の整備や日常生活拠点との連携（機能複合化）についても検討します

表 2-11 都市計画マスタープラン・立地適正化計画における公共交通に関する施策（2/3）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
美唄市	○美唄市 都市計画 マスタープラン -令和3（2021）年度から 令和22（2040）年度	<ul style="list-style-type: none"> ■日常生活を支える交通網の整備 ●公共交通の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・市民の暮らしを支える身近な公共交通として、市街地と市内各地の生活拠点地区を連絡する JR 函館本線と北海道中央バスによる広域的な公共交通軸と JR 美唄駅を交通結節点とする市街地を循環運行する路線バスやスクールバスの混乗及び乗合タクシー輸送による補助的な公共交通軸などの公共交通システムを充実化していきます ・実証運行による検証、検討を行うなど、高齢化、過疎化に対応した公共交通の効率化を高めていきます
	○美唄市 立地適正化計画 -平成31（2019）年度から 令和22（2040）年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ネットワーク形成の充実化 <ul style="list-style-type: none"> ・JR 美唄駅を交通結節点とした市街地における循環運行の充実化 ・幹線交通（（株）北海道中央バス）利用者数を増やすための市内路線バスとの連携体系の充実化 ・郊外部におけるスクールバスへの混乗や乗合いタクシーによる交通体系の確保 ・市内公共交通のPRと運行内容の情報発信による利用促進
三笠市	○三笠市 都市計画 マスタープラン -平成20（2008）年度から 令和9（2027）年度	<ul style="list-style-type: none"> ■道路・交通網整備 <ul style="list-style-type: none"> ・民間バス路線の営業存続と市営バスの運行により、生活不便を解消し、「人の移動しやすい都市環境」をつくります
	○三笠市 立地適正化計画 -令和5（2023）年度から 令和24（2042）年度	<ul style="list-style-type: none"> ■持続可能な公共交通ネットワークの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・市民の市内外における移動実態を把握した上での公共交通の最適化 ・主要ターミナルにおける拠点機能の強化 ・新たな交通システム（循環バス、デマンドバス等）の導入検討 ・全国の同規模市町村における先進的な取り組みの導入の検討
南幌町	○南幌町 都市計画 マスタープラン -令和4（2022）年度から 令和23（2041）年度	<ul style="list-style-type: none"> ■交通施設の整備方針 ●基本方針③利便性を高める交通施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・町内における公共交通の空白地帯の解消を図るため、路線バスとの連携とオンデマンド交通による、きめ細やかな運行に努め、公共交通の利便性を図ります ・公共交通の利用促進のために沿道の公共交通軸の形成や交通結節点（パークアンドライド駐車場）の利用を推進します
	○南幌町 立地適正化計画 -令和5（2023）年度から 令和24（2024）年度	<ul style="list-style-type: none"> ■公共交通ネットワークの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・路線バスとの連携とオンデマンド交通によって、町内における公共交通の空白地帯の解消を目指し、町内公共交通の利便性を図ります ・札幌等への通勤・通学者のため、札幌市や江別、北広島などの都市間を結ぶ路線バスの維持・充実を図ります

表 2-12 都市計画マスタープラン・立地適正化計画における公共交通に関する施策（3/3）

市町名	計画名・年次	公共交通に関する主な施策
栗山町	○第二次栗山町 都市計画 マスタープラン -平成 26 (2014) 年度から 令和 26 (2044) 年度	<p>■交通の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大量輸送交通ネットワークの整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ・北海道新幹線の札幌延伸を踏まえ、在来線の利用率や町民生活の利便性の向上、産業の振興や物流の効率化に向け、空知圏域と新千歳空港を結ぶ鉄道輸送の基盤整備をめざした大量輸送交通ネットワークとなる南空知鉄道循環網の早期実現を促進するため、国・北海道・JR との連携・調整に努めます ●鉄道交通の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・JR 室蘭本線については、利用者の増加と利便性の向上について関係機関と連携した取り組みを行います ●バス交通の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の移動を円滑で快適なものとするため、バス交通に関する町民ニーズや利用動向を把握し、誰もが安全で快適に移動できる環境づくりを目指します。また、近隣自治体との連携を図りながら、官・民バスによる中量輸送交通ネットワークの構築を目指します ●公共交通のバリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通事業者などと連携を図りながら、高齢者や体の不自由な方などが利用しやすくなるよう、公共交通のバリアフリー化促進を目指します

4) 連携ビジョン

連携ビジョンでは、圏域の自治体の連携による地域公共交通の利便性の向上に資する I C T 等を活用した各種交通モードの連携や地域公共交通の利用促進、地域公共交通の担い手（事業者・運転手等）確保に係る取組を行うこととしています。

表 2-13 連携ビジョンにおける公共交通に関する施策

計画名・年次	計画内容
○南空知圏連携ビジョン -令和 2 (2020) 年度から 令和 6 (2024) 年度	<p>■結びつきやネットワークの強化に係る政策分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域公共交通の維持確保と利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化や人口減少社会に対応した住民の移動手段の確保や観光客など交流人口も含めた移動の利便性を図ることを目的に、交通ネットワーク整備や公共交通の利用促進等を連携して進めていく

(4) 隣接地域が策定するもの

本地域に隣接・関連する地域は、北空知圏、南空知圏、さっぽろ連携中枢都市圏が該当し、持続可能な公共交通ネットワークの構築を軸に、広域的な公共交通の確保やシームレスな交通体系、利用促進策等を行うこととしています。

表 2-14 隣接地域における地域公共交通計画（1/2）

計画名・年次	計画内容
<p>○北空知4町地域公共交通計画 -令和4（2022）年度から 令和8（2026）年度</p>	<p>将来像「次世代につながる最適な公共交通網の構築」 基本方針①：利便性を確保した合理化等の実施による持続的な公共交通の確保 目標①：多様な目的へ対応し、利便性の向上及び目的地までの速達性に配慮した広域交通の確保 ⇒JR函館本線・留萌本線、高速るもい号、留萌旭川線について整理 目標②：利便性の高い生活移動の実現に向け、最適化を図った持続可能な地域間交通の確保 ⇒沼田線、深滝線、北竜線、拠点形成について整理 目標③：地域内での生活を豊かにする生活圏交通の確保 ⇒計画対象地域内の移動について整理 基本方針②：公共交通の利用促進・持続性の確保 目標④：公共交通を住民及び来訪者に知ってもらうための利用促進策の展開 ⇒情報提供体制、運賃助成事業及びICTモビリティサービスの検討について整理</p>
<p>○中空知地域公共交通計画 -令和5（2023）年度から 令和9（2027）年度</p>	<p>将来像「地域全体で有機的に連携した持続可能な交通ネットワークの構築」 基本方針①：各交通ネットワークの利便性の向上により相互に高め合う持続可能な公共交通の確保 目標①：中空知地域全体で連携した交通の確保 ⇒広域交通（地域間幹線系統）、生活圏交通（地域内フィーダー系統）について維持・確保の方針を整理 ⇒限られた輸送資源の有効活用を検討し、路線単体ではなく、地域全体での交通ネットワークの最適化を検討 ⇒バスの運行に必要な運転手を確保するため、人材確保に向けた取組等を検討 基本方針②：公共交通の利便性を向上させる移動支援策及び利用促進策の実施 目標②：公共交通を安定して維持するための利用者の確保 ⇒公共交通の活用に向け、デジタル情報媒体なども活用した分かりやすい情報提供や提供内容の検討 ⇒住民及び来訪者が公共交通を利用して移動しやすい環境づくりや利用促進策の実施</p>

表 2-14 隣接地域における地域公共交通計画（2/2）

計画名・年次	計画内容
<p>○さっぽろ連携 中枢都市圏地域公共交通計画 -令和5（2023）年度から 令和9（2027）年度</p>	<p>将来像「地域の将来を見据えた持続可能な公共交通ネットワークの構築」 基本方針①：地域住民等の広域移動を支える持続可能な広域交通ネットワークの維持・確保 目標①：多様な目的に対応した、持続可能な広域交通の確保 ⇒地域における移動実態を踏まえた公共交通サービスの最適化を図る観点をもって、当該ネットワークの確保に向けた検討 目標②：公共交通の担い手確保による路線の維持・確保 ⇒バス運転手の新規採用を図るための取組の実施 基本方針②：生活圏交通と幹線・広域交通の接続性向上によるシームレスな交通体系の確保 目標③：幹線・広域交通・生活圏交通の接続の円滑化 ⇒交通モード間の相互連携による接続性向上や交通拠点の機能強化による乗換環境の向上等、乗換円滑性の向上に向けた検討 ⇒適切な情報提供による利用促進 基本方針③：公共交通の利用促進による持続性の確保 目標④：公共交通の利便性向上と意識醸成による利用促進 ⇒利便性向上や公共交通を利用しやすい環境づくりを行うなど公共交通の利用促進</p>

2-3 本計画の位置付け

(1) 上位・関連計画の内容を踏まえた位置付け

本計画は、交通政策基本法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が規定する地域公共交通計画として策定します。関係法令や上位・関連計画の内容を踏まえた本計画の位置付けは以下のとおりです。

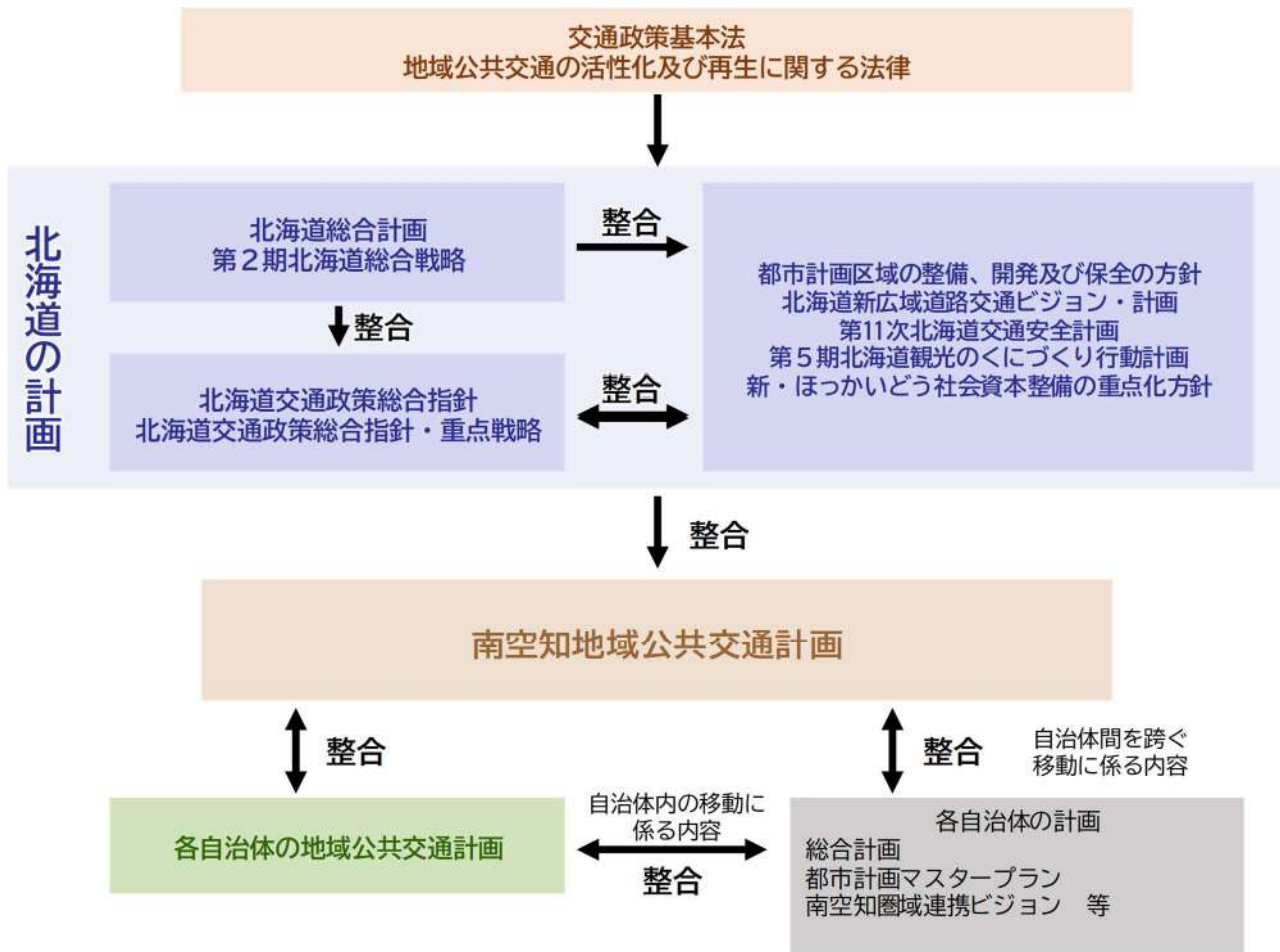
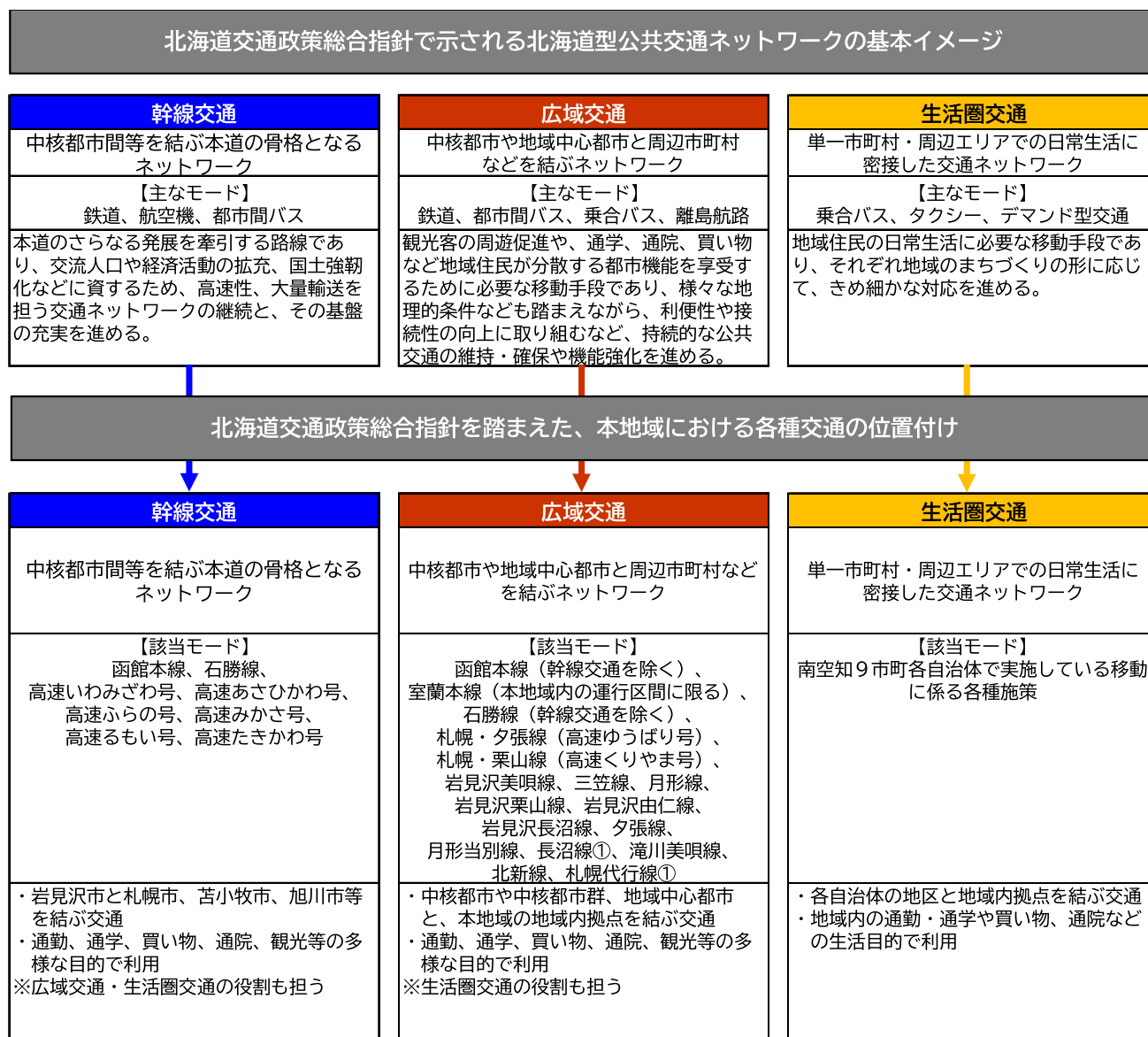


図 2-2 南空知地域公共交通計画の位置付け

(2) 求められている役割を踏まえた本計画における公共交通の位置付け

関係法令、上位・関連計画の内容を踏まえた本地域における公共交通の位置付け及び該当する公共交通を以下のとおりとします。



出典：北海道総合政策部「北海道交通政策総合指針」
(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/H29_shishinsakutei.html) を参考に作成
図 2-3 本地域における公共交通の位置付け